

高松市告示第 8 4 8 号

高松市病院局告示第 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間に高松市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 5 条第 2 項第 1 号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第 2 号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（平成 3 1 年総務省告示第 3 4 号）第 2 号イに規定する資格を設定する契約（以下「中小企業者参加奨励契約」という。）を含む。以下「特定調達契約等」という。）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査申請の提出期間及び方法等について定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項の規定により公示します。

令和 4 年 1 2 月 1 日

改正 令和 6 年 3 月 1 8 日（高松市告示第 2 6 1 号・高松市病院局告示第 9 号）（4 月 1 日から適用）

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

## 1 用語の定義

- (1) 申請要領 【特定調達契約等用】令和 5 年～7 年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領をいう。
- (2) 物品等 特例政令第 2 条第 3 号に規定する物品等
- (3) 特定役務 特例政令第 2 条第 4 号に規定する特定役務
- (4) 一般名簿 物品・委託・役務の提供等に係る令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査申請の提出期間及び方法等について定める件（令和 4 年高松市告示第

504号・令和4年高松市病院局告示第5号)に規定する物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿

- 2 特定調達契約等名簿（発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ令和5年～7年高松市特定調達契約等一般競争入札参加資格者名簿及び令和5年～7年高松市病院局特定調達契約等一般競争入札参加資格者名簿とする。以下同じ。）の登載については、一法人又は一個人が、複数登載することはできないものとする。

なお、特定調達契約等名簿の有効期間中は、当該名簿に登載した業種及び営業種目の削除又は変更（追加を除く。）は、原則できないものとする。

また、一般名簿に登載されている者は第7項第3号に定める登載業種数の上限の範囲内で、業種及び営業種目の追加申請をすることができる。この場合の申請方法等については、第10項に定めるとおりとする。また、第8項に定める資格審査はなされている者とみなし、第7項第1号から第2号まで及び第8項の規定は適用しないこととし、第9項第1号中「入札に参加する資格を有すると」とあるのは、「業種又は営業種目の追加を」と読み替えるものとする。

- 3 特定調達契約等に係る一般競争入札に参加することができる者

特定調達契約等に係る一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約等名簿に登載されたもの又は一般名簿に登載されたものとする。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされている者

(3) 審査基準日（申請日（郵送提出の場合は、高松市が受領した日とし、持参提出の場合は、申請書類を窓口に出した日とする。以下同じ。）の属する月の前月の15日をいう。以下同じ。）の属する月の前月の末日までに納期限の到来した市税、法人税（個人にあつては所得税。以下この号において同じ。）並びに消費税及び地方消費税（市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税並びに消費税及び地

方消費税)を滞納している者(申請日(第7項第1号エ(第10項において準用する場合を含む。))の規定の適用がある場合は、当該補正に係る書類を提出する日を含む。以下同じ。)までに完納した者を除く。)

(4) 主たる事務所の所在地が高松市内である法人にあっては、高松市市税条例施行規則(昭和58年高松市規則第4号)による法人設立・開設申告書を申請日までに提出していない者

(5) 審査基準日時点において、創業から1年が経過していない者

(6) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者

(7) 第14項各号に掲げる事項について同意できない者

(8) 資格審査の申請に必要なとされる書類を提出できない者

#### 4 中小企業者参加奨励契約とするかどうかの判断に当たっての基準

中小企業者参加奨励契約とするかどうかの判断に当たっては、その都度、当該契約における技術的適正、適正な競争原理の確保等に留意するものとする。

#### 5 特定調達契約等に該当する契約の種類

予定価格(税込)が、特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額である物品等又は特定役務の調達について、特例政令の規定を適用する。

#### 6 資格審査の業種・営業種目区分

資格審査の業種・営業種目区分は、別に定める【特定調達契約等用】業種別営業種目一覧表のとおりとする。

#### 7 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法等の要項は、次のとおりとする。なお、詳細は、申請要領の定めるところによる。

##### (1) 申請方法

###### ア 申請書類の提出期間

特定調達契約等一般競争入札案件の公告で定める期間とする。

###### イ 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

###### ウ 申請書類の提出方法

原則、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。

ただし、欧州連合等区域内に本店等を有する者であって、日本国内に支店等を有しないものについては、直接持参すること。

#### エ 申請書類不備の場合の補正

申請書類不備の場合の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 郵送提出の場合 書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付をする。提出期間の末日の7日後（その日が高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号。以下「休日条例」という。）に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日条例に規定する市の休日でない日。以下同じ。）までに当該補正に係る書類の提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を郵送提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること（提出期間の末日の7日後までに必着のこと。）。

(イ) 持参提出の場合 書類不備の場合は、申請書類を受け付けない。

ただし、提出期間の末日及びその前日（その日が休日条例に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日条例に規定する市の休日でない日）に持参した場合に限り、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付をする。提出期間の末日の7日後の午後3時30分までに当該補正に係る書類の提出がないときは、仮受付は無効となる。

(ウ) (ア)又は(イ)により仮受付が無効となったときは、(1)アの提出期間内に申請書類の提出がなかったものとみなす。なお、仮受付をした書類は、郵送で返却する。

#### (2) 提出書類

【特定調達契約等用】物品等入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること。

#### ア 税に関する証明書等

次の(ア)から(エ)までの区分による証明書等

(ア) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人（a

については、主たる事務所の所在地が高松市外である法人を除く。)

- a 営業証明書
- b 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- c 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(イ) 住民票の住所が高松市内である個人

- a 高松市税（全税目）についての滞納無証明書
- b 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(ウ) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(エ) 住民票の住所が高松市外である個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

イ その他

申請要領において必要とされた書類

(3) 登載業種数の上限

特定調達契約等名簿への登載業種数は、一般名簿への登載業種数と合わせて、次の区分による数を上限とする。

ア 物品の買入れ・売払い（業種番号 0 1 から 5 1 まで） 2

イ 製造の請負・資材（業種番号 6 1 及び 6 2） 2

ウ 物品の借入れ・業務委託・役務の提供等（業種番号 7 1 から 8 9 まで） 6

（アの業種に登載されているときは、6 からその登載業種数を減じた数とする。）

8 資格審査

資格審査は、提出された申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について行うものとする。

9 資格審査の結果通知及び特定調達契約等名簿への登載

次に定めるところによる。なお、詳細は、申請要領の定めるところによる。

(1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、発注機関がその旨を通知し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、営業種目その他必要な事項を特定調達契約等名簿に登載する。

(2) 特定調達契約等名簿は、その登載事項のうち、商号又は名称、住所又は所在地、業種及び営業種目を高松市ホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。

(3) 特定調達契約等名簿の有効期間は、発注機関が特定調達契約等名簿に登載した日から令和7年12月31日までとする。特定調達契約等名簿は自動更新されないため、特定調達契約等名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が、令和8年1月1日以降において、名簿への登載を希望する場合は、再度、資格審査の申請が必要である。

#### 10 一般名簿又は特定調達契約等名簿に登載された者に係る業種及び営業種目の追加

一般名簿又は特定調達契約等名簿に登載された者に係る業種及び営業種目の追加に係る申請については、第7項第1号の規定を準用する。なお、詳細は、【特定調達契約等用 業種（営業種目）の追加受付】令和5年～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領の定めるところによる。

#### 11 変更届

有資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その都度速やかに、変更届を発注機関に提出しなければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 次の事項について変更があったとき。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者（法人にあつては役職名を含む。）

エ 電話番号又はファクシミリ番号

オ 組合員名簿（事業協同組合等（組合員に事業者又は事業協同小組合が  
いる組合等（企業組合は除く。））に限る。）

カ 申請要領において資格審査に必要とされた事項のうち、発注機関が指  
定するもの

## 12 入札参加資格の承継

(1) 次のアからキまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからキま  
でに掲げる者は、発注機関に対し、入札参加資格の承継の承認の申請を  
することができる。

ア 有資格者が他の有資格者又は特定調達契約等名簿に登載されていない  
者（以下「無資格者」という。）と合併したとき 合併後存続する法  
人又は合併により設立された法人

イ 有資格者が会社分割したとき 分割により特定調達契約等名簿の登載  
に係る営業の全部又は一部を承継した法人

ウ 有資格者又は無資格者が他の有資格者から特定調達契約等名簿の登載  
に係る営業の全部又は一部の譲渡を受けたとき 営業譲渡を受けた法  
人

エ 無資格者である個人が有資格者である個人（以下「有資格個人」とい  
う。）から特定調達契約等名簿の登載に係る営業の全部の譲渡（相続  
を含む。）を受けた場合において、営業の同一性が認められるとき  
当該譲渡を受けた者

オ 有資格個人が法人組織に変更した場合において、営業の同一性が認め  
られるとき 当該法人

カ 有資格者である会社の取締役又は社員であった者が、当該会社の解散  
に伴いその特定調達契約等名簿の登載に係る営業の全部の譲渡を受け  
て個人事業者となったとき 当該譲渡を受けた者

キ アからカまでに定めるもののほか、発注機関が承継の承認の申請が必  
要と認めたとき 当該申請が必要と認められた者

(2) 前号の申請をしようとする者は、承継承認申請書に第7項に規定する  
書類及び当該承継を証する書類を添付して、発注機関に提出するものと  
する。ただし、発注機関においてその必要がないと認める書類について

は、添付を省略することができる。

- (3) 入札参加資格の承継について発注機関の承認を得たときは、直ちに特定調達契約等名簿を訂正して、当該申請をした者にその結果を通知するものとする。

### 13 入札参加資格の取消し

- (1) 発注機関は、有資格者が、特別の理由がある場合を除き、次のいずれかに該当する場合は、当該資格を取り消すものとする。

ア 第3項第1号、第2号及び第6号のいずれかに該当することとなったとき。

イ 申請書及びその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたと認められるとき。

ウ 有資格者から資格の取消しの申出があったとき。

エ 一般名簿に登載されていない有資格者が、一般名簿に登載されることとなったとき。

- (2) 発注機関は、有資格者が第11項の規定により変更の届出をする必要があるにもかかわらず、当該届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

- (3) 発注機関は、前2号の規定により資格を取り消したときは、特定調達契約等名簿から抹消するとともに、当該取消しに係る者に通知するものとする。

### 14 その他

次の事項につき同意した上で、資格審査の申請をすること。

- (1) 特定調達契約等名簿に登載されていても、案件ごとに資格要件が異なるので、必ずしも特定調達契約等に係る一般競争入札に参加できるとは限らないこと。

- (2) 高松市が、高松市中小企業基本条例（平成24年高松市条例第92号）、高松市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画、高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領（令和元年8月28日施行）等にあるとおり、高松市内に事務所又は事業所を有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき



高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている中小企業者及び市内企業（高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領に定めるところによる。）への優先発注を行っている（高松市長以外の発注機関においても、同様である。）こと。

(3) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）別表各号又は高松市病院局指名停止等措置要綱（平成25年高松市病院局告示第6号）別表各号の措置要件に該当した場合は、一般競争入札への参加を認めない等の措置を受けること。

(4) 次の事項がインターネット等を利用して公表されること。また、イに掲げる事項については、報道発表が行われること。

ア 特定調達契約等名簿の登載事項

イ 前号の規定による一般競争入札への参加を認めない等の措置を受けた場合は、その事実

ウ 一般競争入札の結果（案件名、契約の相手方の名称及び所在地、契約金額、入札参加者の名称及び入札金額等）

(5) 市が、特定調達契約等名簿について、一般競争入札の案件ごとに定める特定調達契約等名簿又は一般名簿への登載要件において、当該案件に応じた業種への登載か、又は当該案件に応じた業種及び営業種目への登載がされていることを参加資格の一つとすることを基本とし、利用をすること。